

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 松葉の園

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人松葉の園役員等の報酬等及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条

この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員をいう。

(支給総額及び支給基準)

第3条

役員等には、別表に定める報酬を支給する。

(理事会等会議への出席)

第4条

役員等が理事会等会議に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第5条

理事長が法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。常勤理事長の場合は別表5による。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条

監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(第三者委員の勤務報酬等)

第7条

第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(自主的な視察及び実地調査)

第8条

役員等があらかじめ理事長の許可を得て、自主的な視察及び実地調査等を行った場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条

役員等が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支給及び支払方法)

第10条

役員等の報酬は日額とし、理事会等への出席後、翌月末までに支給する。

- 2 報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第11条

施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第12条

本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

別表 1

単位円（日額）

名 称	報 酬	実費弁償代
理事会出席報酬等 (理事・監事)	10,000	交通実費
評議員会出席報酬等	10,000	交通実費

(評議員・監事)	報 酬	実費弁償費
評議員専任・解任委員会出席報酬等 (評議員選任・解任委員)	20,000	交通実費
苦情対応第三者委員会 出席報酬等 (第三者委員)	20,000	交通実費

※上記金額は源泉所得税控除後の支払額である。

※Web 会議・電話会議等も含む。一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法により、参加の場合も出席として扱う。

別表 2

単位円（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事・評議員業務報酬等	10,000	交通実費
監事監査指導報酬	20,000	交通実費
苦情対応第三者委員業務報酬等	20,000	交通実費
自主的な検査及び実施検査	10,000	交通実費

※上記金額は源泉所得税控除後の支払額である。

別表 3

単位円（日額）

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実費	20,000	20,000	実費

※上記金額は源泉所得税控除後の支払額である。

別表 4

単位円（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
非常勤 理事長業務日額報酬等	20,000	交通実費

※上記金額は源泉所得税控除後の支払額である。

別表 5

単位円（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
常勤 理事長業務月額報酬 東京都社会福祉協議会給与モデル、A表—5級—65号を基本とし、前歴加算を付けるものとする。ただし、当法人の職員から理事長職専	401,000～	交通実費

属になる場合は、現職の基本給と比べて金額が高い方を適用する。		
手当等	職員と同様	
6月、12月賞与	職員と同様の率	
昇給	1年に1回	

※上記金額は源泉所得税控除後の支払額である。

- この規程は平成18年4月1日より適用する。
- 2 この規程は平成22年10月1日より適用する。
- 3 この規程は平成24年9月1日より適用する。
- 4 この規程は平成27年4月1日より適用する。
- 5 この規程は平成29年6月8日より適用する。
- 6 この規程は平成30年3月30日より適用する。
- 7 この規程は令和3年12月9日より適用する
- 8 この規程は令和5年4月1日より適用する